

「令和 8 年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 8 年 9 月 2 日
厚生労働省

今般制定された、「令和 8 年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（令和 8 年厚生労働省告示第 334 号）」は、令和 8 年 7 月 28 日の熊本地震の発生に伴い、被災地域における石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づく特別遺族年金の受給権者が提出する定期報告書の提出期限の取扱いを緊急に定める必要があり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）

担当：厚生労働省 労働基準局労災管理課